

# 「愛知県帰宅困難者対策実施要領（平成 27 年 3 月改訂）」

## 概要版



あいち防災キャラクター  
防災ナマスン

- 大規模地震災害時において、公共交通機関等が運行を停止した状況における帰宅困難者等の支援対策について、平成 26 年 5 月に公表された、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」結果を踏まえ、平成 16 年 3 月に策定した「愛知県帰宅困難者等支援対策実施要領」を見直すこととした。
- この見直しにおいては、帰宅開始時期を分散させ、一斉帰宅を抑制する必要性や、地域性を踏まえた帰宅行動等を新たな課題とした。
- 帰宅困難者による混乱の防止に重点を置く見直しとなることから、名称を「愛知県帰宅困難者対策実施要領」と改めた。
- 帰宅困難者等の支援対策については、国、県、市町村、事業者等が連携して推進することとし、安全に帰宅させるための支援対策は見直し後も引き続き実施する。

## 1 対策のポイント

- (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ことを基本原則とする
- (2) 外出先で一時的に滞留することとなった人のための一時滞在施設を確保する
- (3) 被害状況や経路の安全情報等、帰宅困難者等が帰宅開始時期を判断するために必要な災害情報の提供に努める
- (4) 地震発生直後の混乱が収束し、情報収集により経路の安全を確認した後に、帰宅を開始するよう呼びかけるとともに、徒歩帰宅者への支援対策を推進する

## **(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ことを基本原則とする**

むやみに移動（帰宅）を開始せず、最寄りの安全な場所に退避し、身の安全を確保する。

家族等の安否確認は、災害時は電話回線が輻輳し、つながりにくくなることが想定されるため、通信事業者が提供する災害用伝言板等のサービスを活用するよう努める。

従業員や児童・生徒等を一時的に事業所や学校内の安全な場所に待機させ、帰宅経路の安全確認の後、計画的な時差帰宅を行う。

## **(2) 外出先で一時的に滞留することとなった人のための一時滞在施設を確保する**

受入施設は、公共施設だけで十分とはいえないため、各地域で民間施設にも協力を依頼する等により、確保に努める。

## **(3) 被害状況や経路の安全情報等、帰宅困難者等が帰宅開始時期を判断するために必要な災害情報の提供に努める**

行政機関は、被害の状況や道路の通行状況等の、また公共交通機関は、復旧状況や運行再開の目途等の帰宅開始時期の判断に必要な災害情報の提供に努める。

## **(4) 地震発生直後の混乱が収束し、情報収集により経路の安全を確認した後に帰宅を開始するよう呼びかけるとともに、徒歩帰宅者への支援対策を推進する**

事業所や学校、一時滞在施設等に留まった帰宅困難者等は、帰宅経路の被害情報や災害関連情報等により、混乱が収束したこと、安全に帰宅できることを確認した後、帰宅を開始する。

## **2 発災時の対応**

---

### **(1) 帰宅経路の安全確認と帰宅開始の判断**

＜徒歩による帰宅者の場合＞

①自宅までの距離が短い者は、経路の安全が確認でき次第、帰宅を開始する。

＜判断目安＞

- 1) 帰宅距離が概ね 10Km 以下であること
- 2) 情報収集により帰宅ルート of 状況確認ができていること
- 3) 帰宅途上に混乱が想定されないこと
- 4) 移動が日中で完了する見込みであること
- 5) 体調に問題がないこと

②自宅までの距離が中～長距離の者等、すぐに帰宅を開始できない者は、勤務先等が安全に留まることができる場合には、勤務先等において留まり、安全に留まることが困難な場合には、周辺の一時滞在施設等の安全が確保できる施設に一時的に留まり、情報収集を随時行いながら帰宅開始に備える。

＜自家用車による帰宅者の場合＞

自家用車を利用して帰宅しようとする場合は、移動を開始する前に道路の交通情報の収集に努めるほか、渋滞を引き起こさない配慮が必要となる。

特に発災初期は、救急車や消防自動車などの緊急自動車に道を譲り、救助・救急活動の妨げとならないような配慮が求められることから、状況に応じて、帰宅開始までの間は、最寄りの避難場所や安全な場所で停車させた車内で待機する。

### **(2) 一時滞在施設の開設**

多数の帰宅困難者等による混乱を防止し、帰宅困難者等及び地域の安全を確保するため、帰宅困難者等の避難誘導や、公共施設や民間施設を活用した一時滞在施設を確保しておく必要がある。

昼間人口が多い地域では、住民が避難する避難所とは別に帰宅困難者等が一時的に滞在する施設を設けることにより、避難所で混乱を生じさせないように配慮する。

### **(3) 徒歩帰宅支援ステーションの活用**

徒歩による帰宅を開始した人への支援として、「徒歩帰宅支援ステーション」を設ける。

「徒歩帰宅支援ステーション」は、県と「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定」を締結した事業者の店舗等で、水道水、トイレや各店舗で把握している範囲の災害情報の提供を受けることができる。

### 3 地域特性に応じた帰宅

#### (1) ターミナル駅等周辺地区

公共交通機関の乗換駅や中心市街地等、昼間人口が多く、災害発生の時間帯によっては多数の帰宅困難者等が発生する可能性がある地域では、勤務先等の滞在できる施設の安全が確認できた場合は、その場に一時待機し、周辺地域に人の集中による混乱のないこと等、帰宅経路の安全が確認できた者から、順次帰宅を開始する。

事業者にあつては、自宅の近さや事業継続の観点から業務の分類を勘案した従業員の帰宅計画の作成や一時待機のための物資の備蓄に努める。

#### (2) 自家用自動車の利用が多い地域

従業員の多くが自家用自動車通勤しているような地域では、従業員が一斉に帰宅を開始しようとした場合、交通渋滞が発生し、これによる二次災害の危険や救助活動の妨げとなるなど、新たな問題が生じる可能性がある。

事業者においては、帰宅経路の安全が確認された後、時差帰宅や自家用車の乗り合いによる帰宅等により、円滑、かつ計画的な帰宅を実施する。

#### (3) 津波に関する危険について

帰宅経路に津波浸水想定域を含む場合は、事前の備えとして、浸水想定域を避けた経路をあらかじめ確認し、地図等を準備しておく。

やむを得ず浸水想定域を通過する場合は、津波警報の解除を確認しておくのはもちろんのこと、余震等の発生時にすぐに避難できる高い建物がある経路を選択し、移動中も最新の情報を入手するよう努める。

#### <徒歩帰宅支援ステーション>



県と協定を締結した民間事業者等の店舗では、災害時に徒歩で帰宅しようとする際、

- ①水道水
- ②トイレ
- ③店舗が知りえた災害情報の提供の支援が受けられる。

店舗入り口に掲示された「徒歩帰宅支援ステーション」ステッカーが目印。

## 地域特性別の行動原則とその対策

	発災直後	発災後～3日程度	移動（帰宅）開始
	<p>大規模地震発生!</p> <p>■①身の安全を確保する</p> <p>《差し迫る危険を避け、安全な場所へ避難する》</p>	<p>■②「むやみに移動（帰宅）を開始しない</p> <p>《帰宅経路の安全が確認されるまで、安全な場所で一時待機する》</p>	<p>■③帰宅経路の安全を確認して移動（帰宅）開始</p> <p>《帰宅経路の安全を確認した後に移動（帰宅）を開始する。移動中も随時で情報収集する》</p>
ターミナル駅等周辺地区	<p>■建物倒壊・火災などからの避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難する場所の周知</li> </ul>	<p>■むやみに移動（帰宅）を開始しない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本原則の周知</li> <li>・安否確認方法の事前取り決め</li> </ul> <p>■事業所等での一時待機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の耐震化</li> <li>・資機材・食糧の備蓄</li> </ul> <p>■一時滞在施設で一時滞在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時滞在施設の開設情報周知</li> <li>・地区内の連携（帰宅困難者等の誘導、備蓄の過不足調整、一時滞在者の受入調整）</li> </ul>	<p>■災害情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅経路の安全確認</li> <li>・一時滞在状況についての自治体との情報共有</li> </ul> <p>■徒歩帰宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動中の安全に関する随時の情報収集</li> <li>・時差帰宅</li> <li>・徒歩帰宅支援ステーションの拡充</li> </ul>
自家用自動車の利用が多い地域	<p>■建物倒壊・火災などからの避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難する場所の周知</li> </ul> <p>■車両走行中は、緩やかに減速し、落下物等を避けて道路脇に停車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推奨対応の周知・啓発</li> </ul>	<p>■むやみに移動（帰宅）を開始しない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本原則の周知</li> <li>・安否確認方法の事前取り決め</li> </ul> <p>■事業所等での一時待機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の耐震化</li> <li>・資機材・食糧の備蓄</li> </ul> <p>■一時滞在施設での一時滞在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時滞在施設の開設情報周知</li> </ul>	<p>■災害情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅経路の安全確認</li> <li>・一時滞在状況についての自治体との情報共有</li> </ul> <p>■車帰宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動中の安全に関する随時の情報収集</li> <li>・時差帰宅</li> <li>・乗り合いによる渋滞回避</li> </ul>
津波に関する危険がある地域	<p>■津波からの避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高台等の避難場所周知</li> </ul>	<p>■むやみに移動（帰宅）を開始しない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本原則の周知</li> <li>・安否確認方法の事前取り決め</li> </ul> <p>■津波・浸水の危険がある地域外で待機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の周知</li> <li>・浸水想定域外への広域避難</li> </ul>	<p>■災害情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時滞在状況についての自治体との情報共有</li> </ul> <p>■移動（帰宅）先の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住地が浸水想定域の者の広域避難先への合流の必要確認</li> </ul> <p>■沿岸を避けた帰宅ルート選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・余震による津波・浸水の危険を回避</li> </ul>

- ・外出先で地震発生～帰宅までの行動原則と対策について、特徴的な地域ごとにまとめました。各項目を組み合わせることで、地域の実状や帰宅経路の状況に応じた行動をとってください。